高知県教育委員会　会議録

平成２５年１１月定例委員会
場所：教育委員室

（１）開会及び閉会に関する事項
　開会　平成２５年１１月２５日（火）１３：３０
　閉会　平成２５年１１月２５日（火）１４：３５

（２）出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島　一久
	委員	久松　朋水
	委員	竹島　晶代
	委員	八田　章光
	委員	中橋　紅美
	委員（教育長）	中澤　卓史

（３）高知県教育委員会会議規則第９条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長（総括）	勝賀瀬　淳
〃	教育次長	中山　雅需
〃	参事兼小中学校課長	永野　隆史
〃	教育政策課長	岡村　昭一
〃	教職員・福利課長	彼末　一明
〃	学校安全対策課長	沢近　昌彦
〃	幼保支援課課長補佐	溝渕智栄子
〃	高等学校課長	藤中　雄輔
〃	高等学校課企画監	小野　広明
〃	特別支援教育課長	川村　泰夫
〃	生涯学習課長	安岡千真夫
〃	新図書館整備課長	渡辺　憲弘
〃	文化財課課長補佐	小松　立和
〃	スポーツ健康教育課長	葛目　憲昭
〃	人権教育課課長補佐	西内　　清
〃	教育センター次長	堅田　和図
〃	教育政策課教育企画担当ﾁｰﾌ	溝渕　松男（会議録作成）
〃	教育政策課主任指導主事	近森　公夫（会議録作成）

（４）議事の大要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長　　１１月定例委員会を開催する。

教育長　　（提案説明）

委員長　　本日の付議事件第１号から第４号は、高知県議会１２月定例会に提出予定の報道解禁前の議案のため、非公開として取り扱うこととする。
賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員　　全員挙手

委員長　　付議第１号から第４号は非公開の取扱いとする。

【付議第１号　公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（教職員・福利課）】

〇教職員・福利課長　説明

〇質疑

教育長	7P の上の表に 55 歳を超える方の昇給区分で現行とあるが、この方たちの昇給の幅は、55 歳以下の方の半分である。元々この方たちの昇給は抑制されていたが、それを原則昇給しないようにしたものである。但し、“極めて良好”“特に良好”な方は昇給する。 今までも抑制していた制度を、さらに厳しく抑制する制度にしようとするものである。 経過措置額の廃止については、当初、経過措置を設けた際には、順番に給料も上がっていくだろうから、経過措置額はなくなるだろうとの考えだったが、給料も上がらず 55 歳を超える方は昇給しないことから、この経過措置をなくそうとしたものである。
委員長	現在、55 歳を超える方は、全員が２号給上がっているのか。
事務局	“良好”であれば、上がっている。
教育長	普通の方（55 歳以下）で“良好”の方は、４号給上がる。
委員長	“極めて良好”や“特に良好”はどれだけいるのか。
事務局	内申を求める際には、“極めて良好”を目安５％、“特に良好”を目安 20%にしているが、実際はそれぞれ２％、20%（目安通り）の人数となっている。
委員	7P の下の図で、平成 26 年 4 月 1 日から“経過措置額 1/2 減額”とあるが、その次の年の減額はいくらになるのか。
事務局	1/2 ということではなく、上限が 5,000 円まで減額するという条例改正である。これを踏まえ、7,000 円残っていたとしても 5,000 円になるし、10,000 円残っていても 5,000 円になるというもの。
委員	毎回 5,000 円下げていくということか。
事務局	そのとおりで、上限が 5,000 円ということ。 3,000 円の方は、3,000 円を減額して、その年で終わることになる。

	最初の年は、5,000 円が上限の 1/2 となる。翌年度からは、率ではなく定額になり、上限が 5,000 円となる。
委員	26 年に入るところは、経過措置額の 1/2 で、その次は基本的には 5,000 円ずつということか。
事務局	そのとおり。
教育長	ほとんどの方が 27 年 4 月 1 日で経過措置は終わるが、一部残ることになる。差額の大きい方では、20,000 円を超える。
事務局	実際に 58 歳くらいでそのような方がいるが、経過措置が終わる前に退職が来る。
委員長	人事委員会からの勧告を受けての改正なのか。
教育長	両改正ともそのとおり。但し人事委員会の勧告は、上限を 10,000 円として２年間で経過措置額を廃止するものだったが、あまりにもきついことから、昨日の組合交渉で本改正のとおり妥結した。 人事委員会の勧告より緩めているが、今年度は人事委員会の勧告に基づかない国の交付税カットに伴って臨時的に給与カットを行っていることを踏まえた判断があってのもの。 県費負担教職員はこの条例改正に従うことになるが、独自に雇用している方は別である。
委員	職員の方の士気が下がらないように配慮して欲しいと思う。
教育長	国の人事院が先にこのような勧告を出していたが、色々な給与カットが続いていたことから、実施を遅らせた経緯がある。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第２号　高知県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（生涯学習課）】

〇生涯学習課長　説明

〇質疑

委員長	内容的に新たに加わったことや従来と変わったものはないということで良いか。
事務局	そのとおり。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第３号　高知県立都市公園条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（文化財課）】

〇文化財課長　説明

〇質疑

委員	38P の参考資料３の２（１）④の利用料金は、消費税率が８％の時も 10%の時も同じなのか。
事務局	端数の切り下げ、切り上げの関係で、上がる場合と上がらない場合があるが、この場合は同じ金額になる。
委員長	消費税がかかっているものと、そうでないものがあるのか。
事務局	基本的に消費税はかかるが、電柱など一部かからないものもある。
委員長	消費税率の改定に係る条例改正は本条例だけか。
事務局	２月定例議会に提案する予定である。 本条例は、公園下水道課所管であるが、本条例にある野市動物公園と春野運動公園の２公園の指定管理者の指定議案が 12 月議会で上程される予定であり、それらと一括して改正しようとしているため、教育委員会所管の他の条例よりも先に議決を得る必要があったことから、今回付議することとなっている。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第４号　平成 25 年度高知県一般会計補正予算に係る意見聴取に関する議案（教育政策課）】

〇教育政策課長　説明

〇質疑

教育長	本年７月から給料の減額を行っているが、その分を基金に積み立て、保育所の高台移転にかかる経費に充てようとしている。基金の額は 28 億円程度になるが、そのうち 20 億円程度は教育委員会が保育所の高台移転のために利用することになる。
委員長	先日、南海トラフ地震対策特別措置法が成立したが、それとの兼ね合いはどうなるのか。
教育長	現在予算計上している高台移転の予算は、当該特措法を充てにしていない。今後、省令が制定され、その中で何がどれだけ対象になるのかが決まってくるが、その時に見直す必要性が出てくる可能性はある。全ての関係法令等が出された時に、学校の震災対策も含めて全てを見直す必要がある。 小学生であれば震災時に走って逃げることができるが、それができない園児を抱える保育所の高台移転を県独自の施策でやろうとすることで、同時に国を動かそうとする狙いもある。
委員長	保育所の高台移転ができれば、それに越したことは無い。
教育長	そのとおり。問題は場所である。
委員長	高等学校課分の繰越明許について、資料はないのか。
事務局	資料は用意していないが、外国語指導助手（ＡＬＴ）の配置については、現在 30 名配置（教育センター配置の１名を除く 29 名を県立高校と特別支援学校に配置）しており、来年度もその予定である。 ＪＥＴプログラムで海外から来ていただく方たちは車を乗ってはいけない等の条件がある。しかし中山間地域では１校に１人ではなく、１人が複数校を兼務することになり、その際の移動手段として、車の必要性があることから、そのようなエリアのみを対象に民間業者に委託してＡＬＴを派遣している。１人１校の場合はＪＥＴプログラムでの講師を利用し、中山間地域で複数校を兼務する場合には、車が利用でき当該地域のことを分かっている方を民間業者に委託し、企業から派遣してもらう２つのパターンで配置している。 本年に限ったことではなく、４月１日から配置したいことから、年度内に契約すべく繰越明許として計上している。
委員長	今までもやってきたことか。
事務局	そのとおり。
委員長	外国人を派遣しているのは、どんなところか。
事務局	県内業者と県外業者の２社である。 ＪＥＴプログラムを終え、高知県内に住んでおり、民間業者が雇用した方を派遣してもらっている。ＪＥＴプログラムを終えた方以外

	にも多様な経歴の方を雇用していることから、学校と民間業者が綿密な打ち合わせをして学校の教育内容にあった方を派遣してもらうようにしている。直接講師と打ち合わせをしているわけではないので、臨機応変な対応が難しい面もある。臨機応変な対応が求められるような学校については、ＪＥＴプログラムで行うようにしている。
委員長	ＪＥＴプログラムを利用した場合には、一定信頼性も高いと思うが民間業者に委託した場合の講師の質的な問題をどのように担保していくのか。
事務局	民間業者には、英会話学校等で教えている方を派遣していただくということで契約しており、質的には担保されていると認識している。
委員長	ＪＥＴプログラム経験者に限定した契約ではないのか。
事務局	そうなっていない。ＪＥＴプログラムで来る方は全て海外から来るが、語学教員として派遣されるという意識の方ばかりではない。その点、県内在住の方は教えた経験があるというプラスの面がある。
委員長	と言うことは、高校がＡＬＴを活用して英語教育を行う際には、しっかりと基準や方針を決めておかないと、適切な教育ができないということになるわけだ。
事務局	そのとおり。委託業者には、きちんと基準（授業内容及び指導方法）を示したうえで、学校とともにプランを作成している。派遣されるＡＬＴには、このプランに沿って働いてもらうことになる。一方、ＪＥＴプログラムの場合には、派遣される講師と学校が直に話ができる。
委員長	ＡＬＴは英語教員の補助員のような形で授業に入ることになると思うが、両制度ともに補助員という位置づけか。
事務局	そのとおり。
委員長	派遣の場合、服務に関しては、派遣業者を通さないといけないだろうが、教育内容については、派遣講師と直に話さなければならないのではないか。
事務局	その部分については、県教委と学校が一緒になって、しっかり詰めたうえで派遣業者と話をするようにしている。これまでトラブルになったことはなく、一定信用のおける方を派遣していただいている。
教育長	派遣法により、派遣講師に対しては指示が出来ないようになっている。民間委託の場合は、高知県に住んでいる方なので、高知のことを良く知っているメリットもある。
委員	小中学校のＡＬＴも同じような仕組みなのか。
事務局	小中学校は、市町村教委が雇用することになっているが、県立と同じようにＪＥＴと民間委託の両方がある。
委員	高等学校課の基礎学力把握検査等委託料は、毎年おこなっているものなのか。
事務局	昨年から、全ての県立高校の１年生で、４月と９月の２回にわたっ

	て中学校段階での力がどれだけ付いているかを把握するための検査を行っている。これには、基礎力診断テストとスタディサポートの２種類あるが、スタディサポートは、中学校のレベルにプラスして大学受験に向けての学習内容を中学校でどこまでマスターしているかを確認するための検査である。国公立大学への現役合格者の多い６校では、できるだけ早い段階（合格後の３月中）で、このスタディサポートを受けてもらい、入学後早い段階からの補習等の学習計画に役立てるべく３月に実施したいことから債務負担を行おうとするものである。 ６校のうちのある高校では、これまで自己負担で３月の合格発表後に行っていたが、来年度からはこれを県としてやっていこうとするもの。他の 31 校は、基礎力診断テストを今年・昨年と同様に４月の早い段階で実施するようにしている。
委員長	英語や数学等の習熟度別クラスの編成等もこの結果をもとに行うのか。
事務局	そのとおり。英語・数学・国語の３教科で行う。
委員	１年生ということは、１ヶ月前に入試を受けたばかりであるが、そもそも入試は基礎学力を見るものではないのか。
事務局	入試は、高知県内の生徒が対象で、ある基準を達しているか否かを見るものである。全国の生徒との勝負となる大学入試を想定した場合、スタディサポートは全国における自己の立ち位置を把握する意味でも有効である。
委員	スタディサポートは、６校の１年生全員が受けることになるのか。
事務局	そのとおり。
委員	他の高校で、進学を目指している生徒は、スタディサポートを受けることはできないのか。
事務局	中学校レベルの学習がしっかり身に付いているかを見ることが重要なので、まずは基礎力診断テストを全員に受けてもらう。学校の体制が整っていけば、スタディサポートに移る学校も出てくると思われる。個人的にスタディサポートを受けたい生徒は、個別に模擬試験などで対応している。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

（５）議決事項

付議第１号～第４号　　原案どおり議決